平成２４年（フ）第７９４号
埼玉県狭山市狭山台４丁目11番地の１　パークハイツ狭山台106
破産者　金城　利夫
１　決定年月日　平成25年４月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目24番11号
破産者　石原　忠隆
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３０１号
秋田市下北手松崎字大沢田105番地　県営住宅Ｒ３―304号
破産者　サロンプランナーＳＵＧＡＷＡＲＡこと　菅原　　篤（旧姓菊地）
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７４号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―11―506、旧住所埼玉県上尾市大字原市55番地８
破産者　高橋　正人
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
埼玉県戸田市本町１丁目25番11―105号
破産者　関根　儀明
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８９号
埼玉県朝霞市岡３丁目29番33号
破産者　武内　源房
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５０号
埼玉県上尾市愛宕２丁目18番26号
破産者　村上　匡弘
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９４号
埼玉県鴻巣市松原４丁目15番12―106号　コートハウス利根川
破産者　細井　信明
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９２号
埼玉県上尾市緑丘２丁目４番13号　グレイス緑丘401
破産者　野口設備こと　野口　　但
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７８号
埼玉県川口市元郷５丁目16番２号　コーポ橋爪202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市弥平２丁目８番６号
破産者　小高　春男
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７９号
埼玉県川口市元郷５丁目16番２号　コーポ橋爪202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市弥平２丁目８番６号
破産者　小高すみ子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９４号
埼玉県新座市畑中２丁目５番６号　コーポしらさぎ101号室
破産者　片桐　謹悟
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
千葉県旭市後草2057番地10　ＳＫ飯岡ハイツ401号
破産者　向後　弘子（旧姓佐野）
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７２７号
福岡県田川市大字奈良1520番地23　後藤寺東団地11―１―１、開始決定時の住所横浜市港南区港南台６丁目１番16―305号
破産者　須々木征勝
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２８号
福岡県田川市大字奈良1520番地23　後藤寺東団地11―１―１、開始決定時の住所横浜市港南区港南台６丁目１番16―305号
破産者　須々木和子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
横浜市旭区上川井町163―17、住民票上の住所横浜市港北区大倉山６丁目10番15―113号
破産者　石川裕樹こと　羅　　勇治
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津132番地の２
破産者　押切　　豊
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２６号
神奈川県秦野市堀山下416番地の２
破産者　中村　和則
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９３号
長野県中野市大字間山326番地１
破産者　久保　勘一
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係